ニュースレター
2022 年 1 月号
第 99 号

Legal Networks

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

◆令和 4 年 1 月 1 日より健康保険法改正 【傷病手当金】の支給期間が通算化

トピックス

◆令和 4 年 1 月 1 日より健康保険法改正【傷病手当金】の支給期間が通算化
◇今月の労務スケジュール

傷病手当金とは、病気やケガなどで休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度です。健康保険に加入すると、一定条件化において支給されます。今回はこの傷病手当金の支給期間ついて 2022 年 1 月 1 日より適用される法改正の詳細を皆さまにご案内させていただきたいと思います。

◇ 傷病手当金支給要件とは

健康保険に加入の被保険者が病気やケガをして仕事を休まざるを得ない場合、以下の 4 つの条件を満たす事で傷病手当金が支給されます。給与の支払いについては、支払いがあった場合でも、傷病手当金の額よりも少ないとその差額が支給されます。

①業務外の事由による病気やケガの療養のための休業である
②仕事に就くことができない
③連続する 3 日間を含み 4 日以上仕事に就けなかった
④休業した期間について給与の支払いがない

◇ 法改正:傷病手当金の支給期間の変更

令和 4 年 1 月 1 日から傷病手当金の支給期間が、

支給開始日から起算して「通算して 1 年 6 か月」となる！

これまで・・・

・受給可能なのは、「支給開始した日から」最長 1 年 6 ヵ月であった！
→複職後に同一傷病で欠勤した場合で、1 年 6 ヶ月を経過してしまうと支給期間超過となりもらうことはできない！

令和 4 年 1 月 1 日・・・

・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象
・支給期間中に途中で就労しても、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても繰り越して支給可能

参考資料:厚生労働省「「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保 険法等の一部を改正する法律」の成立について」https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000797412.pdf
日本年金機構「令和 4 年 10 月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大」
https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html

1 月の労務スケジュール

～1/31　12 月分社会保険料納付
～1/10　12 月分源泉徴収税額及び住民税額の納付
～1/31　給与支払い報告書の提出
・給与　年末調整事務　給与賞与計算

1 月施行の法改正

・傷病手当金支給期間の通算化
・出産育児一時金の額の引き上げ

社会保険労務士法人
リーガルネットワークス

〒160－0022
東京都新宿区新宿1-34-13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

編集担当:會田
編集責任者:勝山

Copyright© 2021　Legal Networks